



2024年5月24日

特別区長会

会長 吉住 健一 様

東京清掃労働組合

中央執行委員長 多田 修一郎



2024年度の夏季一時金等に関わる要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

私ども東京清掃労働組合は本年3月14日、貴職に対し「2024年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2024年度の夏季一時金等に関わる要求書」を提出させていただきます。

昨年の賃金確定交渉では、月例給について全級・全号給の引上げを実現しましたが、低額・低率にとどまり、物価上昇に見合った賃上げとはなりませんでした。日本で最も物価の高い首都圏で働き、暮らす特別区職員の処遇を改善するためには、月例給及び一時金の大幅な引上げは不可欠です。

また、清掃職場では、この間、採用の辞退や定年を待たずして離職する等、人材の確保が困難となってきました。そのため、限られた人員で、感染症対策を行い区民の衛生環境を維持する努力を続けるなか、超高齢化に対応した訪問収集の拡充や、カーボンニュートラルに向けたごみの削減、資源化の促進といった多種多様化する課題にも取り組んでいかなければならない状況にあります。

こうした現場職員の日常の努力と奮闘が区民の信頼を得ていることを正当に評価して、賃金に反映させるべきです。さらに、事業の中心を担っている中高年齢層職員への賃金引上げが実質的に反映されない状況では、賃金と職務・職責のバランスは大きく崩れ、職務に対する意欲の維持も困難となります。若年層だけでなく、全ての職員が働き甲斐をもって、65歳まで安心して働き続けることができるよう、賃金・労働条件の抜本的な改善が必要です。

貴職におかれましては、全ての職員の大幅な賃金引上げと人事制度の改善をこれまで以上に踏み込んで検討するとともに、人事委員会に対して特段の意見・要望を行うよう対応を求めるものです。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が反映されるよう、2024年春闘における民間の賃金・一時金の集計結果が確定しつつあることに鑑み、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。



記

1 2024年度の夏季一時金について

- (1) 物価高騰や首都圏での生活実態を踏まえ、支給月数を2.5ヶ月以上とすること。また、民間企業にみられる「インフレ手当」と同様に、特例的な手当等を支給すること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手当に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、常勤職員と同等の支給月数とすること。
- (6) 清掃職場で働く委託労働者等に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

2 技能・業務系人事制度について

- (1) この間、採用の辞退や離職が相次いでいる。人材確保の観点から、人事制度を抜本的に見直し、魅力あるものに改善すること。
- (2) 若年層職員の士気を向上し、仕事への意欲を拡大するためにも、技能主任職の昇任資格基準における在職年数を短縮すること。
- (3) 技能長職以上の受験者数が激減しており、10年後の事業運営に大いに支障をきたす恐れがあることから、受験拡大につながる制度となるよう改善すること。

3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

4 高齢期の雇用制度について

- (1) 再任用職員の賃金については、一部年金の支給を前提とした水準のまま留め置かれている。無年金期間でも再任用賃金だけで生活できる賃金水準とすること。
- (2) 再任用職員を含めた60歳超の高齢層職員については、65歳まで職務を全うできるよう、体力等を考慮して職域を幅広く設定するなど、職場環境の整備を図ること。
- (3) 技能V・技能VI間の5号転による転職について、対象職員の年齢制限を撤廃するとともに、これに伴う給与上の号数調整を行わないこと。

5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月18日（火）までに行うこと。

以上